**平成２４年（フ）第２１６号**
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番３―105号、前住所川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番10―408号
債務者　山本　太作
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２３１号**
川崎市宮前区宮前平３丁目３番地12　ハイツ滝本101
債務者　小林加代子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２３２号**
川崎市多摩区栗谷３丁目11番11号　岸テラスハウスＢ―１、前住所川崎市多摩区西生田４丁目19番17―101号
債務者　吉田　久美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２３３号**
川崎市高津区梶ケ谷３丁目２番地１　第３大久保ビル205
債務者　大城　詩織
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２３６号**
川崎市川崎区貝塚２丁目15番12―302号　第８コーポ大栄
債務者　人見　　武
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２４５号**
川崎市宮前区野川183番地　レジデンス金子101
債務者　竹中ゆかり（旧姓本木）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２５２号**
川崎市宮前区東有馬４丁目10番14号　ベルハイツ106
債務者　野原　　守
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２７２号**
川崎市多摩区登戸628番地
債務者　竹中　明美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第４３４号**
東京都東村山市恩多町２丁目３番地９サンハイツコヤマ102
債務者　橋本　貴志
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第４３５号**
東京都東村山市恩多町２丁目３番地９サンハイツコヤマ102
債務者　橋本美江子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１０６号**
沖縄県宜野湾市字宇地泊464番地　201号
債務者　喜舎場琴美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

## 破産手続終結

**平成２３年（フ）第１９７号**
福井市和田東２丁目2010番地
破産者　有限会社東部自動車
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２５号**
京都市左京区岩倉上蔵町５番地　ドミール五番館201、開始決定時の住所岐阜県中津川市手賀野476―１　エトワールハイム201号
破産者　藤本　　修
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第１１９号**
三重県鳥羽市鳥羽１丁目２番５号
破産者　有限会社牛銀
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２３年（フ）第１１０号**
香川県高松市片原町４番地９
破産者　株式会社豊基
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係